

No.87  
シリーズ 包括支援

こんにちは！  
地域包括支援  
センターです！



「生活と権利を守る  
成年後見制度」

○認知症の父が悪徳商法にだまされて、通帳と印鑑を渡してしまったらどうしよう  
○最近、お金の管理が難しくなってきた  
○将来自分が認知症になった時、医療や介護サービスの手続きはどうしたらいいの？  
○今後の生活に不安を感じたり、遠方に住む親族が心配になったりすることはありますか？  
○いつまでも住み慣れた八百津町で心穏やかに生活していきたいですね。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の生活を法律で守り、支援する仕組みがあります。それが、『成年後見制度』です。

この制度は、家庭裁判所がご本人にとってどのような支援が必要かを考慮し、後見人を決める制度です。後見人は、家族、法律の専門家である弁護士・司法書士、福

祉の専門職である社会福祉士、法人などから選任します。その方の判断能力に応じて「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」が決定されます。（後見人は「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」の総称です）  
実際に「後見人」の方をお願いしたいと感じたら、本人や配偶者、4親等内の親族などが後見人の申立てをすることができます。  
しかし、中には親族と疎遠で成年後見の申立てができないという方もみえます。そういった方のためには、『市町村長申立制度』があります。市町村長に、成年後見人・保佐人・補助人の審判の申立権が与えられ、法律に基づいて市町村長が後見人の申立てをすることができます。

地域包括支援センターでは、成年後見制度に関する相談を随時受け付けています。今後の生活についての不安が、少しでも軽くなるようお手伝いします。いつでもお気軽にご相談ください。



4月の予定	とき	ところ	内容
高齢者あんしん相談会	4月12日(金) 午後1時30分～3時30分	南戸地区	日常生活上で気になることや介護保険のことなど、何でもご相談ください。 地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問します。
	4月23日(火) 午後1時30分～3時30分	野上地区	
物忘れ相談会 ※無料	4月22日(月) 午後1時30分～3時	保健センター	物忘れが多くなってきた、何か心配だけど、どこに相談すればいいのかわからないなど、お気軽にご相談ください。地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が対応します。
お元気サロン ※要予約(無料)	4月25日(木) 午前9時30分～11時30分	福祉センター	いきいき元気に過ごすためのヒントがいっぱい。講話や実技、軽体操など楽しい企画が盛りだくさんです。 送迎の必要な方はお問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ先 八百津町地域包括支援センター ☎43-3267

まちなかにぎわいの拠点

HATTI

時間貸しを始めます

本町通り商店街まちなかにぎわいスペース「HATTI(ハッチ)」では、新たな取り組みとして、スペースの1日貸し切りや時間単位での貸し出しを行います。  
各種イベントやマルシェ、習い事、会議、1DAYショップなど、色々な用途に利用できます。  
予約可能日時・利用料金に関しては、左記へご相談ください。

○お申し込み先

株式会社TAB(タブ)担当…西田  
☎090.8679.4994

※株式会社TABは町からHATTIを借り受け、運営しています。

